

平成30年度 財政的援助団体等監査実施結果

1 監査対象団体及び監査の着眼点

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政的援助を与えているもの等の出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものに関する監査の実施に当たり、共通する着眼点、監査対象団体及びその区分ごとの主な着眼点を次のとおりとした。

(1) 共通する着眼点

出納その他の事務が適正に執行され、関係諸帳簿を整備し、証拠書類等と符合しているか。

(2) 監査対象団体及び主な着眼点

ア 県が資本金等の4分の1以上を出資（出捐）している団体（以下「出資団体」という。）

- ・出資の目的に沿って適切かつ効率的に事業が行われているか。
- ・会計経理、財産管理等は、適正に行われているか。
- ・経営成績及び財政状況は、良好か。

イ 県が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えている団体（以下「補助金等交付団体」という。）

- ・補助金等の条件に従って、適切かつ効率的に事業が行われているか。
- ・補助金等の目的以外に支出し、又は他に流用していないか。
- ・補助金等の目的が達成されているか。

ウ 公の施設の管理を行わせている団体（以下「公の施設管理団体」という。）

- ・公の施設の設置目的及び指定管理者制度の趣旨に沿って、適切かつ効率的に管理が行われているか。
- ・委託料の受領その他の会計経理は、適正に行われているか。
- ・経営成績及び財政状況は、良好か。

2 監査実施団体

監査対象団体の中から、次の17団体を選定し監査を実施した。

(1) 出資団体（9団体）

山梨県土地開発公社
公益財団法人 やまなし環境財団
公益財団法人 小佐野記念財団
公益財団法人 山梨県農業振興公社
山梨県道路公社
公益財団法人 山梨県下水道公社
公益財団法人 山梨県暴力追放運動推進センター
株式会社 清里の森管理公社
公益財団法人 やまなし産業支援機構

(2) 補助金等交付団体（2団体）

富士急山梨バス 株式会社【山梨県バス運行対策費補助金】
一般社団法人 山梨県バス協会【山梨県運輸振興事業費補助金】

(3) 公の施設管理団体（6団体）

フジネット共同事業体【山梨県立富士山世界遺産センター】
社会福祉法人 山梨ライトハウス【山梨県立青い鳥老人ホーム】
社会福祉法人 山梨県社会福祉協議会【山梨県立介護実習普及センター】
社会福祉法人 山梨県障害者援護協会

【山梨県立あさひワークホーム、山梨県立あけぼの医療福祉センター成人寮】

3 監査対象期間

平成29年度

4 監査実施期間

平成30年9月11日～平成30年12月19日

5 監査の方法

監査は、監査対象期間における財政的援助に係る出納その他の事務の執行状況について、抽出の方法により、諸帳簿及び証明書類等を照査するとともに、現地調査、職員からの事情聴取により実施した。

6 監査結果処理区分

監査結果は次のとおり区分した。

(1) 指摘事項

法令等に違反するなど著しく不適切な事務処理等と認められるもの

(2) 指導事項

指摘事項以外で特に改善を要すると認められるもの

(3) 注意事項

不適切な処理の内容が軽易なもので、単純な誤謬に起因すると認められるもの

7 処理方法

指摘事項及び指導事項については、関係機関に対し監査結果を報告し、かつ、これを公表する。

また、監査実施団体及び所管部局に対しては、文書で通知のうえ、処理状況について回答を求め、その回答内容についても公表する。

注意事項については、監査実施団体及び所管部局に文書で通知する。

8 監査の結果

財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、一部改善を要する事項が認められたが、それ以外については、概ね適正に処理されていた。

監査の結果、指摘事項、指導事項、注意事項とした区分ごとの集計は、次のとおりである。

(1) 指摘事項 2件

(2) 指導事項 44件

(3) 注意事項 22件

9 監査実施団体ごとの監査の結果

別紙1のとおりである。

10 監査結果に基づく意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、監査の結果に関する報告に添えて提出する意見は、次のとおりである。

なお、意見の内容については、必要があると認められるときは、監査実施団体及び所管部局に文書で通知し、その回答内容についても公表する。

(1) 監査実施団体への意見

別紙2のとおりである。

(2) 総括的な意見

指定管理者制度を導入している施設において、基本協定書及び管理運営業務仕様書と実態が相違しているもの、管理運営業務仕様書に記載すべき事項が記載されていないものが見受けられた。指定管理者が管理する施設の所管課においては、こうした点について、指定管理の更新に合わせて見直しを行われたい。

また、各団体の所管課においては、他の団体の監査結果にも十分留意し、事務処理の適正化に向け、引き続き必要な指導・助言に努められたい。

| | | | |
|-----------|---|--|-----------------|
| 監査対象団体 | 山梨県土地開発公社 | | |
| 所管部(局)課 | 総合政策部 地域創生・人口対策課 | | |
| 監査実施日 | 平成30年10月3日 11月27日 | | |
| 事業の概要 | <p>公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>(1) 公有地取得事業 県、市町村からの委託を受けて公用施設及び公共施設などの用地の取得、造成、管理及び処分を行う。</p> <p>(2) 土地造成事業 県、市町村の計画に基づき、工業団地等の土地の取得、造成、管理及び処分を行う。</p> | | |
| 財政的援助等の内容 | [出資金] (出資率 100.0%) | | 20,000,000 円 |
| | [補助金] 山梨県土地開発公社債務処理対策補助金 | | 230,458,000 円 |
| | [貸付金] 山梨県土地開発公社債務処理対策貸付金 | | 7,636,584,000 円 |
| | [債務保証] 山梨県土地開発公社債務処理対策費 | | 7,380,904,000 円 |
| 監査の結果 | [指摘事項] なし | | |
| | [指導事項] | | |
| | 1 会社が備えるべき帳簿として会計規程第5条に規定されている「前払金、概算払及び前渡金整理簿」が、作成されていなかった。 | | |
| | 2 長期未収金(破産債権)が次のとおり認められた。(決算日現在) 山梨ビジネスパーク売却代未収金 511,178,450 円 | | |
| | 3 山梨ビジネスパーク内の調整池(土地)について、平成12年度に完成土地等の販売対象から除外し、現状、会社の保有資産となっているが、固定資産原簿への登録など資産としての管理が行われていなかった。 | | |
| | <注意事項> なし | | |

| | | | |
|-----------|---|--|---------------|
| 監査対象団体 | 公益財団法人 やまなし環境財団 | | |
| 所管部(局)課 | 森林環境部 森林環境総務課 | | |
| 監査実施日 | 平成30年10月25日 | | |
| 事業の概要 | <p>環境に関する普及啓発活動を行い、環境保全に向けた県民の意識の醸成を図るとともに、民間団体の環境保全活動を積極的に支援し、もって山梨県の環境保全活動の推進に資することを目的とする。</p> <p>(1) 環境に関する研究活動及び地域に根ざした環境保全のための実践活動に対する表彰 (2) 環境に関する普及啓発活動 (3) 民間団体による環境保全活動への支援 (4) 環境教育のための事業 (5) その他法人の目的を達成するために必要な事業</p> | | |
| 財政的援助等の内容 | [出捐金] (出捐率 99.2%) | | 479,000,000 円 |
| 監査の結果 | [指摘事項] なし | | |
| | [指導事項] | | |
| | 1 郵便切手について、平成29年度末の残高が貸借対照表に資産計上されていなかった。 | | |
| | 2 会計処理規程第8条に「本財団の一切の取引は、別に定める勘定科目により処理する」と定められているが、当財団が会計処理で使用している勘定科目について、別途定められていなかった。 | | |
| | <注意事項> なし | | |

| | | |
|-----------|---|---------------|
| 監査対象団体 | 公益財団法人 小佐野記念財団 | |
| 所管部(局)課 | 観光部 国際観光交流課 | |
| 監査実施日 | 平成30年9月26日 | |
| 事業の概要 | <p>文化やスポーツなどの国際交流活動等により、山梨県の国際化の推進を図り、もって世界に開かれ、文化的で活力にあふれた、ふるさと山梨づくりに寄与することを目的とする。</p> <p>(1) 国際交流等の目的をもって行う人物の派遣及び招へい並びに個人または団体が行うこれらの事業に対する援助</p> <p>(2) 国際交流等を目的とする催しの実施並びに個人または団体が行うこれらの事業に対する援助</p> <p>(3) 国際交流等を行うために必要な資料の作成、収集、交換及び頒布</p> <p>(4) 上記のほか、法人の目的を達成するため必要な事業</p> | |
| 財政的援助等の内容 | [出捐金] (出捐率 100.0%) | 300,000,000 円 |
| 監査の結果 | [指摘事項] なし | |
| | [指導事項] | |
| | <p>1 貸借対照表の正味財産の部には、指定正味財産及び一般正味財産のそれぞれについて、基本財産への充当額及び特定資産への充当額を内書きとして記載するものとされているが、平成29年度決算において記載されていなかった。</p> <p>2 決算時に作成する財務諸表として事務処理規程第33条に規定されている「収支決算書」が、作成されていなかった。</p> | |
| | <注意事項> 2件 | |

| | | |
|-----------|---|---------------|
| 監査対象団体 | 公益財団法人 山梨県農業振興公社 | |
| 所管部(局)課 | 農政部 農業技術課 担い手・農地対策室 | |
| 監査実施日 | 平成30年9月18日、20日 11月15日 | |
| 事業の概要 | <p>本県農業・農村の持続的発展のため、農業経営の基盤強化、農地の有効利用、将来を担う優れた農業者の確保育成、農産物のブランド化等による産地育成、その他地域農業構造の改善及び農業・農村の活性化、土地改良事業等の業務受託等の事業を行い、もって県土の利用と整備・保全並びに地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。</p> <p>(1) 農業経営の基盤強化と農地の有効利用に関する事業であって、次に掲げるもの</p> <p>農地中間管理に関する事業</p> <p>農地売買等に関する事業</p> <p>農用地等の整備に関する事業</p> <p>農業構造の改善及び農村環境の整備並びに農村の活性化等に関する事業</p> <p>土地改良事業及び耕作放棄地再生活用事業等の業務受託に関する事業</p> <p>(2) 将来を担う優れた農業者の育成・確保に関する事業であって、次に掲げるもの</p> <p>青年農業者等担い手の確保育成に関する事業</p> <p>就農希望者に対する就農相談活動に関する事業</p> <p>就農支援資金の貸付等に関する事業</p> <p>(3) 農産物のブランド化等による産地育成に関する事業であって、次に掲げるもの</p> <p>県農作物奨励品種等の種苗の増殖、供給に関する事業</p> <p>(4) 農業・農村の活性化に関する調査等の受託に関する事業であって、次に掲げるもの</p> <p>中央新幹線の構造物による農作物への影響調査の業務受託に関する事業</p> <p>(5) その他公社の目的を達成するために必要な事業</p> | |
| 財政的援助等の内容 | [出捐金] (出捐率 68.6%) | 451,500,000 円 |
| | [補助金] 山梨県農地集積・集約化対策事業費補助金 | 64,745,511 円 |
| | 山梨県就農支援センター事業費補助金 | 7,166,258 円 |
| | 山梨県奨励品種等種苗供給対策事業費補助金 | 4,313,000 円 |
| | 山梨県土地改良事業等補助金 | 2,748,600 円 |

| | | |
|-------|---|------------------------------|
| | 〔貸付金〕 農地保有合理化促進事業資金貸付金 就農支援資金貸付金 | 143,793,000 円 2,726,000 円 |
| | 〔損失補償〕 農地保有合理化促進事業 担い手支援事業 | 142,793,000 円 2,543,538 円 |
| 監査の結果 | 〔指摘事項〕 なし | |
| | 〔指導事項〕 | |
| | 1 正味財産増減計算書内訳表の他会計振替額（公益目的事業会計、法人会計）に誤りがあり訂正しているが、振替伝票、総勘定元帳の訂正がされていなかったため、正味財産増減計算書内訳表と振替伝票、総勘定元帳の金額が相違していた。 | |
| | 2 山梨県農地集積・集約化対策事業費補助金の補助対象事業である農地中間管理機構事業及び山梨県奨励品種等種苗供給対策事業費補助金の補助対象事業である奨励品種事業において、事業費補助金の実績額を概算払額と一致若しくは概算払額以上にするため、事業会計区分間で誤った費用の振替処理をしていた。その結果、正味財産増減計算書内訳表の各会計区分の損益が正しく計上されていなかった。 | |
| | 3 収益事業会計において、人件費を勤務実績で按分すべきところ、想定上の理論値（従事割合）で按分し振替処理をしていた。また、期末において、法人会計から収益事業会計に誤った費用の振替処理をしているものがあった。その結果、正味財産増減計算書内訳表の損益が正しく計上されていなかった。 | |
| | 4 外部出資金について、公益社団法人全国農地保有合理化協会に債務保証事業に係る出資金を出資しているが、発行されている出資証券が保管されていなかった。 | |
| | 5 その他未収金については、労働保険の概算払いと確定額の差額であるが、法定福利費と相殺されていなかった。 | |
| | 6 指定正味財産から一般正味財産への振替額のうち、機構借受農地整備事業補助金、果樹経営支援対策事業補助金及び強化基金受取利息の金額について、正味財産増減計算書の指定正味財産増減の部の「一般正味財産への振替額」の金額が、総勘定元帳の「一般正味財産への振替額」の金額と一致せず、相違していた。 | |
| | 7 長期未収金が、次のとおり認められた。（決算日現在） 就農支援資金貸付金 先数3件 3,403,500 円 | |
| | <注意事項> 8件 | |

| | | |
|-----------|--|---------------|
| 監査対象団体 | 山梨県道路公社 | |
| 所管部（局）課 | 県土整備部 道路整備課 | |
| 監査実施日 | 平成30年11月5日 12月19日 | |
| 事業の概要 | <p>山梨県の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>(1) 有料道路事業 富士山有料道路（富士スバルライン）及び雁坂トンネル有料道路の料金徴収業務及び道路・周辺設備の維持管理等</p> <p>(2) 駐車場事業 道路の占用の許可を受け、新山梨環状道路高架下の「田富高架下駐車場」及び「小井川駐車場」並びに国道411号城東大橋高架下の「城東大橋駐車場」の管理・運営</p> <p>(3) 受託事業 一般県道富士河口湖富士線の除雪業務の受託、国道140号の維持管理業務及び維持修繕業務の受託</p> | |
| 財政的援助等の内容 | 〔出資金〕（出資率50.0%） | 612,500,000 円 |
| | 〔貸付金〕 山梨県道路公社経営支援貸付金 | 966,756,000 円 |
| 監査の結果 | 〔指摘事項〕 なし | |

| | |
|--|--|
| | <p>[指導事項]</p> <p>1 除雪業務委託について、委託料は作業実績に単価を乗じて算出した請求金額に基づき支払っているが、委託契約書において、委託料総額は表示されていたものの、作業項目別の単価が記載されておらず、委託料の請求金額の算定方法が明確になっていなかった。</p> <p>2 6月支給の期末・勤勉手当について、支給対象期間は12月1日から5月31日の6か月であり、3月末決算のため支給総額の6か月分のうち4か月分を賞与引当金として計上する必要があるが、計上されていなかった。</p> <p>3 消費税の申告において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>(1) 大沢休憩舎の賃借料について、建物の賃借料が含まれているにも関わらず、全額非課税売上としていた。</p> <p>(2) 富士山有料道路沿線修景緑化・沿線清掃・森林看守業務委託契約について、課税仕入とすべきところ、不課税仕入としていた。それに伴い、消費税も過大申告となっていた。</p> <p>4 会計規程第72条の24に、本章に規定のない契約に関する事項については、山梨県財務規則、その他山梨県の契約関係の規則及び規程の例によると定められているが、雁坂トンネル有料道路トイレ他清掃業務委託契約書において、契約保証金を免除しているにも関わらず、違約金条項が設けられていなかった。</p> <p><注意事項> 5件</p> |
|--|--|

| | | |
|-----------|---|--------------|
| 監査対象団体 | 公益財団法人 山梨県下水道公社 | |
| 所管部(局)課 | 県土整備部 都市計画課 下水道室 | |
| 監査実施日 | 平成30年10月16日 12月17日 | |
| 事業の概要 | <p>下水道技術の調査研究、下水道知識の普及啓発、下水道施設の管理運営並びに下水道排水設備工事責任技術者の認定等を行い、もって県及び市町村の下水道行政の推進と県民の健康で文化的な生活に寄与し、公衆衛生の向上及び環境保全に資することを目的とする。</p> <p>(1) 下水道技術の調査研究</p> <p>(2) 下水道知識の普及啓発</p> <p>(3) 流域下水道施設の維持管理事業及び当該事業の関連事業</p> <p>(4) 下水道排水設備工事責任技術者の認定、登録等</p> <p>(5) その他法人の目的を達成するために必要な事業</p> | |
| 財政的援助等の内容 | [出損金] (出損率 50.0%) | 37,000,000 円 |
| 監査の結果 | <p>[指摘事項] なし</p> <p>[指導事項]</p> <p>財務規程第21条第1項に「科目毎に勘定表を付して毎月末日に当該月の取引の合計額及び累計残高を記載しなければならない」と定められているが、自主事業である公共下水道水質測定受託事業他3事業について、年間の支出予算整理簿は作成されていたが、科目毎に毎月の取引の合計額及び累計残高が記載された帳票(執行状況)が作成されていなかった。</p> <p><注意事項> 1件</p> | |

| | | |
|---------|---|--|
| 監査対象団体 | 公益財団法人 山梨県暴力追放運動推進センター | |
| 所管部(局)課 | 警察本部 組織犯罪対策課 | |
| 監査実施日 | 平成30年9月11日 | |
| 事業の概要 | <p>暴力団員による不当な行為を予防するための広報、支援等の活動を推進するとともに、暴力団員による不当な行為についての相談、被害者の救援等の事業を行うことにより、社会全体の暴力排除意識の高揚並びに暴力団員による不当な行為等の防止及びこれによる被害の救済を図ることを目的とする。</p> <p>(1) 暴力団員による不当な行為の予防に関する知識の普及及び思想の高揚を図るための広報及び啓発事業</p> | |

| | |
|-----------|--|
| | <p>(2) 暴力団員による不当な行為の予防に関する個人又は法人その他の団体の活動を支援する事業</p> <p>(3) 暴力団員による不当な行為に関する県民からの電話相談及び面接相談事業</p> <p>(4) 暴力団の事務所の使用により付近住民等の生活の平穏又は業務の遂行の平穏が害されることを防止する事業</p> <p>(5) 少年を暴力団から守る事業</p> <p>(6) 暴力団から離脱する意志を有する者に対する援助事業</p> <p>(7) 山梨県公安委員会の委託を受けて、事業所等の不当要求防止責任者に対し、不当要求による被害を防止するための措置が有効に行われるようにするための講習事業</p> <p>(8) 不当要求情報管理機関の事業を援助する事業</p> <p>(9) 暴力団員による不当な行為の被害者に対して、見舞金の支給、民事訴訟の支援その他の救援事業</p> <p>(10) 少年指導委員に対し、少年を暴力団から守るための活動に必要な研修事業</p> <p>(11) 暴力団員による不当な行為の予防に関する相談及び暴力団監視事業</p> <p>(12) その他法人の目的を達成するために必要な事業</p> |
| 財政的援助等の内容 | [出捐金] (出捐率 50.5%) 300,000,000 円 |
| 監査の結果 | <p>[指摘事項] なし</p> <p>[指導事項]</p> <p>1 印章管理規程第8条に、印章を使用するときは、印章使用簿に所定の事項を記載しておかなければならないと定められているが、記載されていなかった。また、印章登録台帳において、管理責任者を「専務理事」と記載すべきところ「事務局長」と記載され、管理代理者を「事務局長」と記載すべきところ記載されていなかった。</p> <p>2 不当要求防止責任者講習会に係る部外講師の謝金と併せて支払った旅費について、所得税の源泉徴収がされていなかった。</p> <p><注意事項> なし</p> |

| | |
|-----------|--|
| 監査対象団体 | 株式会社 清里の森管理公社 |
| 所管部(局)課 | 森林環境部 県有林課 |
| 監査実施日 | 平成30年9月12日 11月1日 |
| 事業の概要 | <p>山梨県が地域振興のため実施する県有林野高度活用事業の主旨に沿い、保健休養施設「清里の森」の管理経営を行うため、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 県有施設の管理及び経営受託</p> <p>(2) 別荘等の管理受託</p> <p>(3) 不動産の斡旋及び仲介</p> <p>(4) 広告、宣伝業務</p> <p>(5) 料理飲食業の経営</p> <p>(6) 観光土産品、地域特産品の製造及び販売</p> <p>(7) 煙草、酒類、食料品及び日用雑貨品の販売</p> <p>(8) 損害保険の代理</p> <p>(9) その他、会社の目的を達成するために必要な業務</p> |
| 財政的援助等の内容 | [出資金] (出資率 45.0%) 4,500,000 円 |
| 監査の結果 | <p>[指摘事項]</p> <p>1 前回監査において、貸倒引当金については、個別注記表において、「法人税法の規定による繰入率によるほか、債権の内容を検討して計上している」とあるが、未収入金に比べ貸し倒れの可能性が高い長期未収入金の貸倒引当金についても、未収入金の貸倒引当金と同様に法人税法の規定による繰入率(未収入金の1000分の6)によって計上しており、債権の内容を検討した計上が行われていなかったことから指導事項とした。</p> |

| | | | | | | | |
|-------|--|-----|------------|-------|--------|----|------------|
| | <p>今回の監査においても、通常の未収入金に比べ貸し倒れの可能性が高い長期未収入金に対する貸倒引当金（回収不能見込額）について、通常の未収入金に対する貸倒引当金と同様に、法人税法の規定による繰入率（1000分の6）によって計上され、債権の内容を検討した計上が行われておらず、前回の指導事項が改善されていなかった。</p> <p>2 前回監査において、財務規程に、企業会計原則に基づき財政状況及び経営成績を明らかにするとされ、流動負債に未払消費税の勘定科目が設定されているにもかかわらず、平成25年度の確定消費税について未払計上されていなかったことから指導事項とした。</p> <p>今回の監査においても、税込経理方式を適用している消費税について、適正な財政状態及び経営成績の開示の観点から、企業会計原則に従い、発生した年度の費用として未払計上すべきであるが、現状では、納税申告書が提出された日の属する年度に費用計上しているため、平成29年度分の確定消費税1,380,200円が、平成29年度の決算において未払金として貸借対照表に計上されておらず、前回の指導事項が改善されていなかった。</p> | | | | | | |
| | <p>[指導事項]</p> <p>1 平成28年度以前の未収入金が次のとおり認められた。（決算日現在）</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>共益費</td> <td style="text-align: right;">3,838,086円</td> </tr> <tr> <td>受託業務料</td> <td style="text-align: right;">2,840円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">3,840,926円</td> </tr> </table> <p>2 財務規程第15条に「毎日の収入金は、原則として当日中に指定する銀行に預け入れるものとし、これを繰り替えて支払に使用してはならない」と定められているが、当日中に銀行に預け入れられていないものがあった。</p> | 共益費 | 3,838,086円 | 受託業務料 | 2,840円 | 合計 | 3,840,926円 |
| 共益費 | 3,838,086円 | | | | | | |
| 受託業務料 | 2,840円 | | | | | | |
| 合計 | 3,840,926円 | | | | | | |
| | <p><注意事項> なし</p> | | | | | | |

| | | |
|-----------|---|--|
| 監査対象団体 | 公益財団法人 やまなし産業支援機構 | |
| 所管部（局）課 | 産業労働部 産業政策課 | |
| 監査実施日 | 平成30年10月9日、10日 11月20日 | |
| 事業の概要 | <p>県内中小企業等の経営基盤強化、経営の革新、創業の促進、技術の高度化、科学技術の振興、国際化への対応等を総合的に支援する事業とともに、公の施設の管理運営及び交流促進に関する事業を行い、もって山梨県の産業経済の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>(1) 中小企業の経営の革新、創業の促進、経営資源確保、事業承継、事業転換、企業再生等の総合的支援事業</p> <p>(2) 下請企業の経営基盤の強化学業</p> <p>(3) 県内外の中小企業支援機関と連携して行う、産学官金連携等の支援事業</p> <p>(4) 中小企業者等の創業及び経営基盤の強化に必要な設備投資の支援</p> <p>(5) 科学技術・産業技術・先端技術等の研究開発及び普及等の支援事業</p> <p>(6) 知的財産の創造、保護及び活用等の支援事業</p> <p>(7) 中小企業の労働力確保、雇用機会の創出、教育訓練の充実等の支援事業</p> <p>(8) 中小企業の情報化の促進、情報処理に関する知識・技能の向上等の支援事業</p> <p>(9) 中小企業の国際化の支援事業</p> <p>(10) 企業立地の促進、産業集積の形成及び地域の活性化等の支援事業</p> <p>(11) 公の施設の管理運営事業</p> <p>(12) その他法人の公益目的を達成するために必要な事業</p> | |
| 財政的援助等の内容 | <p>[出捐金] (出捐率40.0%)</p> <p>[補助金] 中小企業支援基盤整備事業費補助金</p> <p>小規模企業者等設備貸与事業円滑化補助金</p> <p>山梨県医工連携医療機器等開発支援事業費補助金</p> <p>やまなし燃料電池バレー創出推進事業費補助金</p> <p>県単独中小企業設備貸与事業円滑化補助金</p> <p>山梨県海外展示会出展支援事業費補助金</p> <p>山梨県・タイ王国経済連携推進事業費補助金</p> | <p>173,800,000円</p> <p>86,947,729円</p> <p>20,429,000円</p> <p>18,331,524円</p> <p>9,266,925円</p> <p>5,936,000円</p> <p>3,399,092円</p> <p>721,354円</p> |

| | |
|-------|---|
| | <p>山梨県・中国経済連携推進事業費補助金 665,820 円</p> <p>〔貸付金〕 小規模企業者等設備導入資金貸付金 3,418,986,500 円</p> <p>高度化資金貸付金（山梨みらいファンド造成資金貸付金） 1,500,000,000 円</p> <p>県単独中小企業設備貸与資金貸付金 530,852,500 円</p> <p>〔損失補償〕 小規模企業者等設備導入資金貸付事業 454,570,000 円</p> <p>県単独中小企業設備貸与資金貸付事業 559,152,000 円</p> <p><公の施設管理> 山梨県立産業展示交流館アイメッセ山梨</p> <p>指定期間 平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日</p> <p>指定管理料（平成 29 年度） 0 円</p> <p style="text-align: right;">（県に対する納付金 12,500,000 円）</p> |
| 監査の結果 | <p>〔指摘事項〕 なし</p> <p>〔指導事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 会計規程第 3 条に「会計は、定款に定める経理区分に従い、それぞれ区分経理するものとする」と定められているが、定款に経理区分について規定されていなかった。 2 産業展示交流館アイメッセ山梨の指定管理業務における郵便切手の期末残高が、貸借対照表に資産計上されていなかった。 3 未収消費税について、消費税申告期限間際に仕入税額控除算入漏れが判明し、消費税の申告書は訂正したが、決算書においては、未収消費税が計上不足となっていた。 4 賞与引当金に対する未払社会保険料について、未払費用として計上されていなかった。 5 貸倒引当金を計上するに当たり、貸出時には正常先であっても、現時点では債務超過か否かの形式的判断ができないことから、延滞がなくても貸出先から決算書を入手し、債務者の区分を検討すべきであるが、されていなかった。 6 設備貸与事業に係る違約金徴収取扱手順書によると、「設備貸与（リース）料の口座引落としについて」により延滞額を請求し、請求後には延滞先へ延滞額請求に関わる連絡をし、入金確認後に、「設備貸与（リース）料の口座引落としについて」に連絡した日時や相手及び内容を記録し証拠として残すこととされているが、その記録がされていないものがあった。また、違約金請求後には延滞先に連絡を行うとともに、連絡した日時及び相手等を転記しておくこととされているが、請求した書類に転記がされていないものがあった。 7 小規模企業者等設備貸与事業円滑化補助金交付要綱において、補助金の額は補助対象経費（貸倒れに備える資金）のうち知事が必要かつ適当と認める額とするのみで、具体的な補助金の額の算定方法が明確にされていなかったため、補助金の額は、過去 5 年平均の貸倒実績率の 2 分の 1 の割合等に基づいて算定されているが、貸倒実績率の 2 分の 1 の割合の計算要素である「みなし保険金受取額（支援機構償却額の 2 分の 1）」は、当該事業の全ての債権の償却額の 2 分の 1 としているのに対し、そこから控除する償却後債権回収額の 2 分の 1 は、当該事業の全ての債権の償却済債権回収額の 2 分の 1 ではなく、平成 15 年に停止した機械類信用保険の対象である債権に係る信用保険料の金額としていて、対応関係がとれていなかった。 8 会計規程第 16 条に、財団が行う契約は山梨県財務規則の例によると定められているが、契約書及び請書が締結されていないものがあった。（産業展示交流館アイメッセ山梨） 9 契約書に、次のとおり不備があった。（産業展示交流館アイメッセ山梨） <ol style="list-style-type: none"> （1）契約保証金に係る条項、契約解除のための暴力団排除条項及び違約金条項が設けられていないものがあった。 （2）飲料等自動販売機設置契約書に、自動販売機の種類・型式名・番号が記載されていないものがあった。 10 指定管理業務の実施に当たり付保しなければならない賠償責任保険について、基本協定書第 20 条第 2 項及び管理運営業務仕様書第 4 の 6 に、山梨県及び指定管理者が被保険者となることが定められているが、被保険者が指定管理者のみとなっていた。（産業展示交流館アイメッセ山梨） <p><注意事項> 3 件</p> |

| | | |
|-----------|---|-------------|
| 監査対象団体 | 富士急山梨バス 株式会社 | |
| 所管部(局)課 | リニア交通局 交通政策課 | |
| 監査実施日 | 平成30年12月13日 | |
| 財政的援助等の内容 | [補助金] 山梨県バス運行対策費補助金 | 16,691,000円 |
| 補助の目的 | 県内におけるバス路線の運行を維持し、地域住民の福祉を確保するために、不採算の生活路線を運行する路線バス事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。 | |
| 監査の結果 | [指摘事項] なし | |
| | [指導事項] 補助金交付要綱第9条第1項に「補助金に係る経理について、他の経理と明確に区別した帳簿を備え、その収支状況を明らかにしておくものとする」と定められているが、他の経理と明確に区分した帳簿が備えられていなかった。 | |
| | <注意事項> 1件 | |

| | | |
|-----------|---|-------------|
| 監査対象団体 | 一般社団法人 山梨県バス協会 | |
| 所管部(局)課 | 産業労働部 商業振興金融課 | |
| 監査実施日 | 平成30年11月21日 | |
| 財政的援助等の内容 | [補助金] 山梨県運輸振興事業費補助金 | 12,896,000円 |
| 補助の目的 | 運輸事業振興のために、バス事業者又はトラック事業者をもって組織される山梨県を単位とする一般社団法人に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。 | |
| 監査の結果 | [指摘事項] なし | |
| | [指導事項] 備えるべき会計帳簿として経理規程第8条に規定されている「総勘定元帳」、「現金出納帳」及び「その他必要な帳簿類」である仕訳帳及び預金出納帳について、補助金に係る収入支出が記載されていなかった。 | |
| | <注意事項> なし | |

| | | |
|-----------|--|-------------|
| 監査対象団体 | フジネット共同事業体 | |
| 所管部(局)課 | 県民生活部 世界遺産富士山課 | |
| 監査実施日 | 平成30年10月18日 12月17日 | |
| 財政的援助等の内容 | <公の施設管理> 山梨県立富士山世界遺産センター 指定期間 平成28年6月22日～平成31年3月31日 指定管理料(平成29年度) | 27,000,000円 |
| 監査の結果 | [指摘事項] なし | |
| | [指導事項] 指定管理業務の実施に当たり付保しなければならない賠償責任保険について、基本協定書第20条第2項及び管理運営業務仕様書10(1)に、山梨県及び指定管理者が被保険者となることが定められているが、被保険者が指定管理者のみとなっていた。 | |
| | <注意事項> なし | |

| | | |
|-----------|---|--------------|
| 監査対象団体 | 社会福祉法人 山梨ライトハウス | |
| 所管部(局)課 | 福祉保健部 健康長寿推進課(公の施設管理) | 障害福祉課(補助金) |
| 監査実施日 | 平成30年11月15日 | |
| 財政的援助等の内容 | <公の施設管理> 山梨県立青い鳥老人ホーム 指定期間 平成28年4月1日～平成33年3月31日 指定管理料(平成29年度) | 142,643,876円 |
| | [補助金] 盲人福祉センター(点字図書館) 運営費補助金 | 40,832,000円 |

| | |
|-------|-----------|
| 監査の結果 | [指摘事項] なし |
| | [指導事項] なし |
| | <注意事項> 1件 |

| | | |
|-----------|---|--|
| 監査対象団体 | 社会福祉法人 山梨県社会福祉協議会 | |
| 所管部(局)課 | 福祉保健部 健康長寿推進課(公の施設管理)(補助金) 福祉保健総務課(補助金) 県民生活部 県民生活・男女参画課(補助金) | |
| 監査実施日 | 平成30年10月23日 | |
| 財政的援助等の内容 | <公の施設管理> 山梨県立介護実習普及センター 指定期間 平成26年4月1日～平成31年3月31日 指定管理料(平成29年度) 36,080,242円 [補助金] 社会福祉法人山梨県社会福祉協議会運営費補助金 87,370,124円 山梨県地域福祉増進事業費補助金 53,877,000円 長寿やまなし振興事業費補助金 17,534,000円 山梨県ボランティア・NPOセンター運営費等補助金 16,928,778円 | |
| 監査の結果 | [指摘事項] なし | |
| | [指導事項] 1 調理実習の材料費の参加者負担金に係る現金の取扱事務について、次のとおり、不適切な処理があった。(介護実習普及センター) (1) 収納した現金の仕訳処理が収納した日に行われず、金融機関に預け入れた日に仕訳処理がされ、金融機関に預け入れるまで、仕訳日帳及び総勘定元帳に現金の出納が記載されていなかった。そのため、経理規程第28条第1項に規定されている現金についての会計責任者への報告もされていなかった。 (2) 経理規程第22条に「収納した金銭は、これを直接支出に充てることなく、受入後3日以内に金融機関に預け入れなければならない」と定められているが、受入後3日以内に金融機関に預け入れられていないものがあった。 2 基本協定書第23条に定められている業務日報において、「管理運営に係る収支状況」が記載されていなかった。(介護実習普及センター) 3 事業報告書の「管理業務に係る収支決算」において、支出の「租税公課」の消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)の執行額を消費税の課税対象外の経費の100分の8相当額としていた。また、介護実習普及センター運営事業の総勘定元帳の事業未払金において、未払消費税の計上額と消費税の納付による充当額に差額が生じており、事業未払金の残高が過大となっていた。(介護実習普及センター) 4 山梨県ボランティア・NPOセンター運営費等補助金交付要綱第14条第1項において、補助事業により取得した財産についてその台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならないと定められているが、補助事業で取得した備品が台帳に登載されていなかった。 | |
| | <注意事項> なし | |

| | | |
|-----------|---|--|
| 監査対象団体 | 社会福祉法人 山梨県障害者援護協会 | |
| 所管部(局)課 | 福祉保健部 障害福祉課 | |
| 監査実施日 | 平成30年9月27日 | |
| 財政的援助等の内容 | <公の施設管理> 山梨県立あさひワークホーム 指定期間 平成28年4月1日～平成33年3月31日 指定管理料(平成29年度) 0円 山梨県立あけぼの医療福祉センター成人寮 指定期間 平成28年4月1日～平成33年3月31日 指定管理料(平成29年度) 0円 | |
| 監査の結果 | [指摘事項] なし | |

| | |
|--|---|
| | <p>[指導事項]</p> <p>1 旅費について、支払い手続きが行われておらず、旅行者に支給されていないものがあった。(あけぼの医療福祉センター成人寮)</p> <p>2 経理規定第 12 条第 1 項に「すべての会計処理は、会計伝票により処理しなければならない」と定められているが、会計処理に伝票が起票されておらず、請求書等への勘定科目等の記載及び押印並びに仕訳日記帳の確認(押印)により会計処理が行われており、経理規定に沿った事務処理が履行されていなかった。 (あさひワークホーム)(あけぼの医療福祉センター成人寮)</p> <p>3 契約書に、次のとおり不備があった。(あさひワークホーム)</p> <p>(1) 管理運営業務仕様書第 13 に暴力団排除措置について定められているが、契約解除のための暴力団排除条項が記載されていないものがあった。</p> <p>(2) 契約締結日が記載されていないものがあった。</p> <p><注意事項> なし</p> |
|--|---|

| | | |
|-----------|--|--|
| 監査対象団体 | 山梨県職業能力開発協会 | |
| 所管部(局)課 | 産業労働部 産業人材育成課 | |
| 監査実施日 | 平成 30 年 10 月 26 日 | |
| 財政的援助等の内容 | <p><公の施設管理> 山梨県立中小企業人材開発センター</p> <p>指定期間 平成 29 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日</p> <p>指定管理料(平成 29 年度) 13,822,000 円</p> <p>[補助金] 山梨県職業能力開発協会費補助金 26,436,000 円</p> | |
| 監査の結果 | <p>[指摘事項] なし</p> <p>[指導事項]</p> <p>現金の取扱事務について、次のとおり不適切な処理があった。</p> <p>(1) 協会が備えるべき帳簿として財務規程第 9 条に規定されている「現金預金出納簿」のうち、現金に関する出納簿が、作成されていなかった。 (中小企業人材開発センター)(職業能力開発協会費補助金)</p> <p>(2) 財務規程第 21 条第 2 項に「受検手数料及び受講料を収入する場合は、領収書の発行を収入調定に代えることができる」と定められているが、収入日を領収書発行日ではなく、普通預金への入金日としていた。 (中小企業人材開発センター)(職業能力開発協会費補助金)</p> <p>(3) 利用規程第 19 条第 3 項に「現金を収納したときは、収入日計表を作成し、収入取引を整理しなければならない」と定められているが、日ごとに作成されていなかった。 (中小企業人材開発センター)</p> <p><注意事項> 1 件</p> | |

| | | |
|-----------|--|--|
| 監査対象団体 | きらっとやまなし共同事業体 | |
| 所管部(局)課 | 教育庁 社会教育課 | |
| 監査実施日 | 平成 30 年 9 月 14 日 | |
| 財政的援助等の内容 | <p><公の施設管理> 山梨県立図書館</p> <p>指定期間 平成 29 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日</p> <p>指定管理料(平成 29 年度) 80,089,000 円</p> | |
| 監査の結果 | 指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。 | |

| | |
|--------|---|
| 監査対象団体 | 公益財団法人 山梨県農業振興公社 |
| 意見 | 財務諸表作成など会計処理上の不備が多数認められた。限られた人員の中で適切かつ健全な運営を確保するため、チェック体制等を再確認するとともに、会計処理に精通した職員の確保・育成に取り組まれない。また、会計システムの導入についても検討されたい。 |

| | |
|--------|---|
| 監査対象団体 | 山梨県道路公社 |
| 意見 | <p>雁坂トンネル有料道路について、実績交通量と計画交通量との乖離を解消するため、経費の削減や交通量増加に向けた取り組みを進めるとともに、県からの長期無利子貸付金を活用して効率的な経営に努め、事業の収支も概ね経営計画どおり順調に推移している。</p> <p>今後とも経営計画を着実に実施していくとともに、料金徴収期間経過後においても、利用者が安心・安全に利用できる環境を確保できるよう、維持管理有料道路制度の採用も検討しながら、適正な維持管理に努められたい。</p> |

| | |
|--------|--|
| 監査対象団体 | 株式会社 清里の森管理公社 |
| 意見 | <p>前回監査で指導事項とした、貸倒引当金や未払消費税の会計処理については、早期に改善を図るとともに、公社所管課においても適切に指導されたい。退職給付引当金について、退職金規定に基づく自己都合による当期末要支給額の80%を計上しているが、80%とする根拠が薄弱であるため、実態に合った方法により計上することを、併せて検討されたい。</p> <p>また、公社収入の大半を占める共益費収入について、未契約状態の大型別荘区画の増加などにより減少傾向にあることから、将来的な別荘地需要等を見通した事業のあり方を検討するなど、県及び公社が一体となって、安定した経営基盤の確立に努められたい。</p> |

| | |
|--------|---|
| 監査対象団体 | 公益財団法人 やまなし産業支援機構 |
| 意見 | 財務諸表作成など会計処理上の不備が多数認められ、契約書作成における不備も見受けられた。限られた人員の中で適正な事業運営が図られるよう、チェック体制等の再確認や会計処理に精通した職員の育成に取り組むことと併せて、効率的な事業運営や組織体制について検討されたい。 |